

海老名市立海西中学校 学校メール運営規約

1 学校メールの目的

本校の学校メールは、以下の目的で運用される。

保護者への連絡は、電話による緊急連絡網を第一義とするが、より早く正確な情報を提供するためにこれを運用する。

災害時など緊急事態における、保護者への連絡・情報提供手段を多様に確保する取り組みの一環とする。

適宜、保護者への情報提供の充実を図り、生徒の安全を高め、教育活動への保護者の理解を深める。

2 提供する情報に対する基本的な考え方

(1) 市教育委員会から市内小・中学校に一齐に提供される情報

- ア 警報発令時における、臨時休校や登校時間を遅らせる等の措置
- イ 不審者情報

(2) 学校から提供する情報

ア 学校から提供する情報

- (ア) 全校行事に関する情報
- (イ) 災害時における情報
- (ウ) 全校に関わる急遽の変更事項
- (エ) 全校に関わって確認を要する事項
- (オ) その他、提供が必要と判断される事項

イ 各学年から提供する情報

- (ア) 学年行事に関する情報
- (イ) 学年に関わる急遽の変更事項
- (ウ) 学年に関わって確認を要する事項
- (エ) その他、学年として提供が必要と判断される事項

ウ P T Aに関連した情報

- (ア) P T A主催行事に関する急遽の変更事項・確認事項
- (イ) その他、P T Aとして会員全員に提供が必要と判断される事項

3 情報提供における留意事項

(1) 提供しない情報

- ア 学校教育活動に関連のない情報
- イ 生徒とその保護者、および教職員の生命・財産に危険を及ぼしたり、人権が侵害されるおそれのある情報
- ウ 生徒と保護者、地域住民や教職員の人権を侵したり、モラルに反する情報（記述）
- エ 著作権の侵害にあたる情報
- オ その他法律に触れる情報

(2) 個人情報保護について

登録者のメールアドレス等の個人情報保護に十分留意する。

4 学校メール運用にあたっての責任と運営方法

- (1) 本校学校メールの情報提供については、学校長がその責任を負う。
- (2) 情報発信にあたっては、事前に学校長の許可を得ることとする。
- (3) 学校メールの発信は、当該担当者と学校メール担当者が連携して行うこととする。この作業においては、必要に応じて情報インストラクターの支援を受けることができるものとする。
- (4) 学校メールを発信作業を行う者は以下の者とする。
ア 学校長 イ 教頭 ウ 教務担当 エ 各学年主任 オ 各学年副主任
カ 生徒指導担当 キ 防災担当 ク PTA会長 ケ PTA学校書記 コ 学校メール担当者
- (5) ログインID及びパスワードについては、上記(4)の者において管理する。
- (6) PTA関連の情報発信作業は、PTA会長がPTA学校書記に委任して行う。

5 学校メールの運営

- (1) 学校メールの運営を行うために学校メール運営委員会を設ける。
- (2) 学校メール運営委員会は、ホームページ運営委員会(企画会メンバー)の組織を準用する。

6 その他

- (1) 本規約の内容変更は、学校メール運営委員会で協議し、学校長が決定する。

※ この規約は、平成24年11月10日から施行する。